

## 高度計算科学研究支援センター セミナー室利用要綱

### (趣旨)

- 第1条 この要綱は、高度計算科学研究支援センター（以下「センター」という。）のセミナー室の利用に関し、高度計算科学研究支援センターの設置及び管理に関する規程（以下「設置及び管理規程」という。）に定める規定のほかに、同規程第19条に基づき必要な事項を公益財団法人計算科学振興財団（以下「財団」という。）が定めるものである。
- 2 本要綱は事前の予告なく変更する場合がある。

### (利用目的)

- 第2条 セミナー室は、設置及び管理規程第2条の目的を達成するため、計算科学に関する研究開発及び産業利用の推進並びに普及啓発を目的とする講習会、講演会及び研修会等の利用に供することとする。
- 2 センターの設置目的を達成するために支障がない限り、前項の目的以外の目的のための利用に供することができる。

### (利用可能時間及び利用可能日)

- 第3条 利用時間は9時から20時までとする。
- 2 利用可能日は次の日以外の日とする。
- (1) 土曜日及び日曜日
  - (2) 国民の祝日（日曜日と重なったときは翌日）
  - (3) 年末年始（12月29日～1月3日）

### (利用の許可等)

- 第4条 セミナー室を利用しようとする者は、高度計算科学研究支援センターセミナー室利用許可申請書（様式第2号）（以下「許可申請書」という。）を理事長に提出し、利用の許可を受けなければならない。
- 2 セミナー室の利用に際し、備え付けAV機器及び貸出用備品（以下、「備品類」という。）を利用しようとする者は、前項の許可申請書により、併せて、利用の許可の申請を行わなければならない。
- 3 理事長は、セミナー室の利用の許可を受けようとする者に対し、設置目的に照らして支障がない場合は、利用許可書を交付する。
- 4 利用の許可の申請は、セミナー室を利用しようとする日の1年前の日の属する月の初日から受け付けるものとする。ただし理事長が特別と認める場合はその限りではない。

### (利用料金)

- 第5条 セミナー室の利用の許可を受けこれを利用する者は、別表1に掲げる利用料金を納めなければならない。
- 2 備品類を利用する場合、別表2に掲げる利用料金をセミナー室の利用料金に加えて納めなければならない。

(利用料金の支払い)

第6条 財団は第5条に係る利用料金の請求書を、利用状況を確認した後、速やかに発行する。

2 利用者は指定の口座へ利用料金の合計金額を請求書が発行された日より1ヶ月以内に銀行振込により支払うものとし、銀行振込手数料は利用者の負担とする。

(利用の変更及びキャンセル)

第7条 理事長が利用許可書を発行した後に、利用の内容を変更するときは、利用内容変更許可申請書(様式第3号)を提出し、利用内容変更の許可を受けなければならない。

2 利用の予約をキャンセルした場合、別表3に掲げるキャンセル料金を納めなければならない。キャンセル料金の発生を確認した後、財団は、速やかにキャンセル料の請求書が発行する。キャンセル料の支払いの手順は、第6条第2項の規定を準用する。

(免責及び損害賠償)

第8条 セミナー室を利用中、財団の責に帰さない事由により利用者が被った盗難、破損、事故等について、財団は一切の責任を負わない。

2 関係省庁からの指導、天災、その他財団の責に帰さない事由により利用が中止された場合、その損害について財団は一切の責任を負わない。

3 利用者がセンターに係る建造物、設備、什器、貸し出し備品等を毀損、紛失させた場合は、その損害の全てを利用者が補償しなければならない。

4 利用者が設置及び管理規程及び本要綱を遵守しなかったことにより財団に生じた損害は、その全てを利用者が補償しなければならない。

(原状の回復)

第9条 利用の終了後、什器等のレイアウトは利用開始前の状態まで原状回復を行わなければならない。

2 前項の原状回復は利用の許可された時間内に済ませなければならない。

3 利用の終了後、利用に係って発生したゴミ等は全て利用者の責により処分しなければならない。

(遵守事項)

第10条 セミナー室の利用に際して、設置及び管理規程第8条第12号に定める遵守事項は、次の各号とする。

(1) 事前に利用の許可を受けた利用時間から、許可なしに延長及び前倒しで利用しないこと。

(2) セミナー室に設置してあるものを室外に持ち出さないこと。

(3) その他理事長がセミナー室等を利用する上で不適切だと認める行為を行わないこと。

附則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成30年1月1日から施行する。

附則

この要綱は令和3年5月25日から施行する。

附則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は令和6年11月1日から施行する。

別表 1

区分	基準額（税込価格）			
	9時から 12時まで	13時から 17時まで	9時から 17時まで	以降、1時間単位 （最長20時まで）
セミナー室1	4,620円	5,610円	9,240円	1,980円

※懇親会等で飲食を伴う利用をされた場合、セミナー室利用料金と合わせて別途清掃料金を請求します。清掃料金は利用状況によって変動します。

別表 2

備品名	数量	基準額（税込価格）
プロジェクター＋スクリーン	1セット	セミナー室利用料金に含む
BDレコーダー	1台	セミナー室利用料金に含む
有線マイク	1本	550円
ワイヤレスマイク	2本	550円
ピンマイク	1個	770円
レーザーポインタ	1本	セミナー室利用料金に含む
HDMI ケーブル	3本	セミナー室利用料金に含む
VGA ケーブル	1本	セミナー室利用料金に含む

別表 3

キャンセルの連絡日	キャンセル料
1週間から2日前	50%
前日	70%
当日	全額

## 高度計算科学研究支援センター セミナー室利用許可申請書

年 月 日

公益財団法人計算科学振興財団 理事長様

## 申請者

団体名		
住所	(〒 )	
代表者名		
連絡先	担当者名	
	E-mail	
	TEL	

## 利用料金請求先

<input type="checkbox"/>	申請者へ請求
<input type="checkbox"/>	下記に請求 宛名) 住所) 〒 -

## 利用内容記入欄

利用目的				
会議等タイトル				
利用日	年 月 日			
利用施設	セミナー室			
利用時間	<input type="checkbox"/> 9:00~12:00 <input type="checkbox"/> 13:00~17:00 <input type="checkbox"/> 9:00~17:00 <input type="checkbox"/> 17:00時以降( 時間) 最長20:00まで <b>※利用時間には、準備・後片付け(原状回復)に要する時間も含まれます</b>			
利用人数	人 (予定)			
利用機器	利用申請	備品等の名称		在庫数量
	✓欄	数量		
			プロジェクター+スクリーン	1セット
			BDレコーダー	1台
			【有料】有線マイク	1本
			【有料】ワイヤレスマイク	2本
			【有料】ピンマイク	1個
			レーザーポインタ	1本
		HDMIケーブル	3本	
		VGAケーブル	1本	
共催/協賛/後援の有無	<input type="checkbox"/> 申請予定あり ※1 <input type="checkbox"/> 申請予定なし			

※1 別途共催/協賛/後援の申請が必要です。

以下、(公財)計算科学振興財団 記入欄

## 高度計算科学研究支援センターセミナー室利用許可書

本申請に基づき、利用者が公益財団法人計算科学振興財団の定める各種規程・要綱を順守することを条件に、この利用を許可する。

年 月 日

公益財団法人計算科学振興財団

計振第 号

利用内容変更許可申請書

公益財団法人計算科学振興財団理事長 様

住 所 (法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)

\_\_\_\_\_

団体名

\_\_\_\_\_

代表者名

\_\_\_\_\_

担当者名 (連絡先)

\_\_\_\_\_

担当者電話番号

\_\_\_\_\_

担当者電子メールアドレス

\_\_\_\_\_

変更事項	変更前	変更後
<input type="checkbox"/> 目的		
<input type="checkbox"/> 日時		
<input type="checkbox"/> 備品		
<input type="checkbox"/> その他		

※ 変更があった箇所のみ記入

利用内容変更許可確認書

上記の利用内容変更許可申請に基づき、支障がないものと認められるため、この変更を許可する。

年 月 日

公益財団法人計算科学振興財団

計振第 号